

## 「ダイバーシティ経営企業 100 選」ロゴマーク使用規約

2013年3月13日 経済産業省経済社会政策室決定

### 1. 目的

「ダイバーシティ経営企業 100 選」ロゴマーク使用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、「ダイバーシティ経営企業 100 選」（促進事業表彰含む）に選定された企業等が、「ダイバーシティ経営企業 100 選」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. 「ダイバーシティ経営企業 100 選」ロゴマークについて



※受賞年度によって、ロゴマークに記載されている西暦の表示が変わります。

平成 25 年度受賞の場合「2014」、平成 26 年度受賞の場合「2015」の表記となります。

「ダイバーシティ経営企業 100 選」は、多様な人材を活用して、成果を上げている企業を選定する経済産業省が実施している事業です。

本ロゴマークは、「ダイバーシティ経営企業 100 選」のシンボルとして活用するために、作成しました。

経済産業省が東京証券取引所と共同企画で実施した「なでしこ銘柄」との姉妹ブランドになっています。

### 2. ロゴマークの使用

(1) 「ダイバーシティ経営企業 100 選」に選定された企業（以下、「選定企業」）は、ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。

(2) 選定企業は、別添様式の「使用規約同意書」を経済産業省に提出することにより、ロゴマークを無償で使用することができます。「使用規約同意書」の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに経済産業省に報告してください。

(3) 選定企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。

(4) 選定企業が、「ダイバーシティ経営企業 100 選」の取り消しを受けた場合、当該選定企業は、ロゴマークを使用することができません。

(5) 選定企業は、経済産業省が別に定める「ロゴマーク使用マニュアル」に従い、ロゴマークを使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。以下のような不正な使用をおこなった場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。

<1> 法令や公序良俗に反する方法で使用する

<2> その他、「ダイバーシティ経営企業 100 選」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する

(6) 選定された企業以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、「ダイバーシティ経営企業 100 選」の取組を広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合には、この限りではありません。

### 3. 使用状況の報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している選定企業に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

#### 4. 規約の改訂

本利用規約は、経済産業省により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。